

Japanese Practice News

KPMG Global Japanese Practice (Taiwan firm)

September 2026 | Special Alert



リマインド – 12月決算企業は9月末までに営利事業所得税(法人税)の中間納付が必要

12月決算企業の2026年度営利事業所得税の中間納付の申告時期(2026/9/1～9/30)になりました。申告・納付遅延にご留意ください。

2026年度上半期の損益を確認し、企業にとって有利な方法を選択して中間納付申告が出来ます。アメリカ相互関税政策の影響により規定の納付期間に一括納税できない場合は、利息加算免除の納税延期又は分割納税を申請することができます。また、台財税字第11404554260号に基づき、納付期間中、最長1年の納税延期、又は最長36期の分割納税を申請することができ、利息は免除されます。

営利事業者(営業人、生産・製造業者又は機構団体)の納税延期又は分割納税申請条件は以下の通りです。

1.中央目的事業主務機関がアメリカの相互関税政策に対応するため救済、補助、補償、振興、支援又は協力等の関連措置を提供した。

2.その他アメリカの相互関税政策の影響により営業収益が減少した。

オンライン申請 (申請方法)

申請書: [国税](#)

申請書: [地方税](#)

一、一般的な中間納付申告期間

原則として9月1日から9月30日までとされています。これは12月決算企業を前提としており、その他の決算月の企業については、期首から9か月目にあたる月に中間納付を行う必要があります。3月決算の場合は、12月1日から12月31日までになります。

二、納付税額計算及び申告方法について

1. 一般申告

- 前年度(2025年度)確定申告納税額の1/2を営利事業所得税の中間納付税額とします。また、営利事業者の各種控除前の中間納付税額がNT\$2,000以下の場合(建物・土地合一課税を含まない*)、中間納付が免除されます。営利事業者は管轄税務機関に申告・納付します。投資税額控除、行政救済未控除税額及び源泉税額を中間納付税額から控除しない場合は、中間納付税額を納付することで、中間納付税額の申告が免除されます。「[電子申告納税サービス](#)」のウェブサイト で納付書をプリントアウトできます。

*2025年度より、営利事業者が一般申告を採用し中間納付申告をする場合の前年度の納税額には、建物・土地合一課税2.0の規定により区分計算した納税額を含みません。

- 投資税額控除、行政救済未控除税額及び源泉税額を中間納付税額から控除する場合、中間納付税額申告書を作成し、中間納付税額領収書及び税額控除証明書類を添付し、管轄税務機関に申告します。

2. 実額申告(青色申告又は会計士による税務監査申告**)

青色申告適用事業者又は会計士の税務監査を受け期限内に申告する会社は、2026年度上半期実績により所得税法に基づいて計算した上半期所得税額をもって中間納付税額とすることができます。2026年度の営利事業所得税の税率は20 %です。

徴収免除額を含めてまとめると下表の通りです。

年間課税所得額 (P) ≤ 120,000	徴収免除
120,000 < P ≤ 200,000	$T = (P - 120,000) \div 2$
200,000 < P	$T = P \times 20\%$

**一般的に、中間納付に実額申告（会計士による監査）の採用が有利となる状況

2026年度上半期の損益を確認し、2025年度の1/2の納税額を計算する。

- 2026年度上半期の課税所得額が2025年度課税所得の1/2より少ない。
- 2026年度上半期における関税によるマイナス影響が大きい。
- 2025年度に簿外調整したCFC投資収益がある。その他、2026年度に非軽課税国で配当しない、又は剰余金を台湾に送金しない企業に2025年度のCFC投資収益と関係する分配がある。
- 国外所得の源泉徴収済税額を限度額内で中間納付税額から控除する。(例: 配当源泉徴収税額又は国外所得源泉徴収税額)

- 未使用の欠損控除額がある。

営利事業者は上半期の実際の経営状況を考慮し、当期上半期の収益が減少した場合は一般申告を採用し、前年度の納税額の1/2を営利事業所得税として中間納付することが会社にとって不利になる場合は、公認会計士の税務監査を受けた上半期(6か月間)の実際の所得額に基づいて中間納付税額を計算することができます。こちらについては、監査手続の準備のため、早めに担当会計士と検討するようお勧めします。

三、中間納付税額からの外国税額控除

二.2の実額申告の場合、上半期に外国で納めた税額については、控除限度額内において当該源泉地等にて発行された(台湾領事館等の認証済)証憑を税務機関に提出することにより控除することができます。



KPMG Taiwan Network

台北事務所

主要聯絡人

台北市 110615 信義區
信義路 5 段 7 號 68 樓

T +886 2 8101 6666 (代表)
F +886 2 8101 6667

新竹事務所

新竹市 300091 東區
科學園區展業一路 11 號

T +886 3 579 9955
F +886 3 563 2277

台南事務所

台南市 700002 中西區
民生路 2 段 279 號 16 樓

T +886 6 211 9988
F +886 6 6229 3326

台中事務所

台中市 407059 西屯區
文心路二段 201 號 7 樓

T +886 4 2415 9168
F +886 4 2259 0196

高雄事務所

高雄市 801647 前金區
中正四路 211 號 12 樓之6

T +886 7 213 0888
F +886 7 271 3721

Contact us

Partner

林 琇宜

Partner

T +886 2 8101 6666 內線:02587
E slin1@kpmg.com.tw

友野 浩司

Partner

T +886 2 8101 6666 內線:06195
E kojitomono@kpmg.com.tw

蔡 文惠

Partner

T +886 2 8101 6666 內線:00584
E etsai@kpmg.com.tw

陳 彥富

Partner

T +886 2 8101 6666 內線:02909
E byronchen@kpmg.com.tw

柯 有聰

Partner

T +886 2 8101 6666 內線:16592
E jasonko1@kpmg.com.tw

林 佳伶

Partner

T +886 2 8101 6666 內線:12089
E lindalin@kpmg.com.tw

記帳部門

記帳代行、個人所得稅、給与計算等

田中 杏奈

マネジャー

T +886 2 8101 6666 內線:14617
E annatanaka@kpmg.com.tw

登記部門

会社設立、VISA申請

吳 菁

マネジャー

T +886 2 8101 6666 內線:02369
E karenwu@kpmg.com.tw

日本人顧問

宇賀神 卓也

T +886 2 8101 6666 內線:22374
E takuyaugajin@kpmg.com.tw

岡島 望

T +886 2 8101 6666 內線:23107
E nozomiokashima@kpmg.com.tw

kpmg.com/tw/jp

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

© 2026 KPMG, a Taiwan partnership and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Public

発行責任者：陳彥富統括 / KPMG台灣

